

生駒市規則第14号

生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則等の一部を改正する規則次に掲げる規則の規定中「㊦」を削る。

- (1) 生駒市職員の自己啓発等休業に関する規則（平成26年10月生駒市規則第29号）様式第1号及び様式第2号
- (2) 生駒市職員の配偶者同行休業に関する規則（平成26年6月生駒市規則第20号）様式第1号及び様式第2号
- (3) 生駒市職員の育児休業等に関する規則（平成4年4月生駒市規則第8号）様式第1号から様式第5号までの規定

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。